

平成 27 年 11 月 1 日版

泉区マスコットキャラクター いっずん
イラスト等利用ガイドライン



1 利用目的

いっずんのイラスト等は、「泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト等利用要綱」の第1条に定める内容を理解し、その趣旨に賛同していただける方がご利用いただけるものです。

ご利用にあたっては、下記の目的を尊重し、本ガイドラインの内容を守ってご利用ください。

泉区マスコットキャラクター いっずんは、

1 区民の泉区への愛着及び親しみの向上

2 泉区のPR

を目的としたキャラクターです。

2 いっずんについて

いっずんのプロフィールをご紹介します。

名前

いっずん

性別

なし

誕生日

平成 18 年 11 月 3 日

住んでいるところ

泉区の水辺

性格

元気いっぱい、食べることも大好き

趣味

泉区の自然の中で子供たちと一緒に遊ぶこと、泉区の見どころ探し。花を育てること。

特技

子どもたちとすぐ友達になれること。
川を泳ぐこと。

好きなもの

泉区でとれる食べ物。
「泉区には野菜の直売所がたくさんあるね。新鮮な野菜が並んでいてとてもおいしいずん。」

口癖

語尾に「ずん」をつける

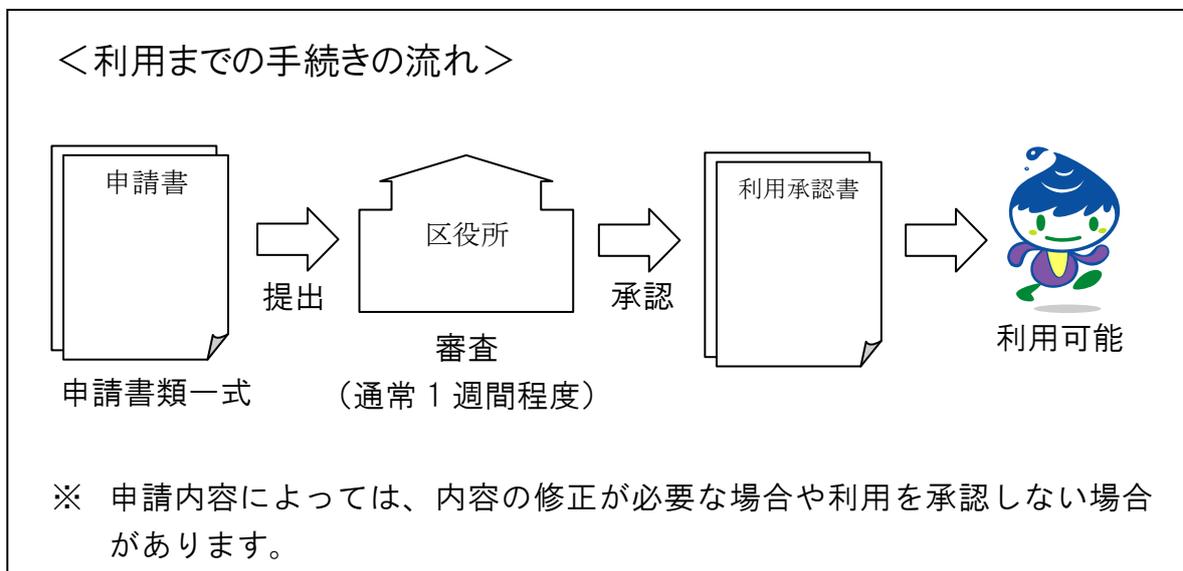
誕生の秘密

泉区の水辺にポンッと生まれたのが、平成 18 年 11 月 3 日。ちょうどその日は、泉区の 20 回目の誕生日。子どもたちの楽しそうな声や賑やかな音楽で町はお祝いムード。いろんな場所を探検した「いっずん」は、緑や水辺は居心地がいいし、食べ物は新鮮でおいしいから、泉区が大好きになってずっとここに住むことに決めたのでした。

3 利用承認

いっずんのイラスト等を利用する場合は、事前に利用の申請を行っていただき、承認を受ける必要があります。

(1) 利用手続



(2) 申請書

申請書に必要事項を記入の上、利用するイラスト等のデザイン案を添えて、下記までご提出ください。

※ 申請書の様式はホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/02suishin/02kikaku/izzun/>

245-0016

横浜市泉区和泉町 4636-2 泉区役所 区政推進課 企画調整係

TEL 800-2331 FAX 800-2505 Mail iz-kusei@city.yokohama.jp

(2) 変更申請

一度利用申請を受けた内容について、変更がある場合は、必ず、変更申請書をご提出ください。

※ 変更申請書の様式はホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/02suishin/02kikaku/izzun/>

4 イラスト利用に関する注意事項

(1) 基本情報

●色指定について

印刷の色に指定があります。

いっずんの色を変更することはできません。指定色のままか、単色での利用となります。周りの印刷がカラーの場合は指定色でご利用ください。



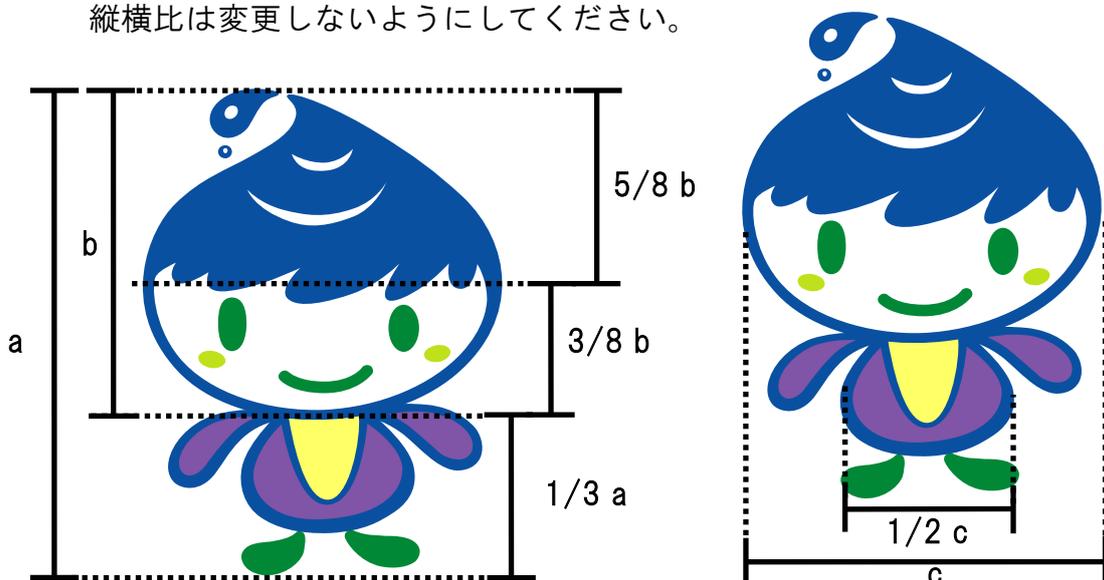
<指定色> <単色>

●カラー

				
C100+M50 DIC 182	C100+Y100 DIC 643	C25+Y95 DIC 128	C50+M60 DIC 106	Y60 DIC 571

●縦横比について

縦横比は変更しないようにしてください。



●イラストの反転

イラストを反転して使用しないで下さい。

●基本イラストパターンについて

※この基本パターン以外のイラストを新たに作成することは禁止です。

※各イラストの名称は参考です。イメージに合うものであれば、名称に関わらず使用することが可能です。 例：⑫勉強⇒働く など

<いっずんの基本イラストパターン>



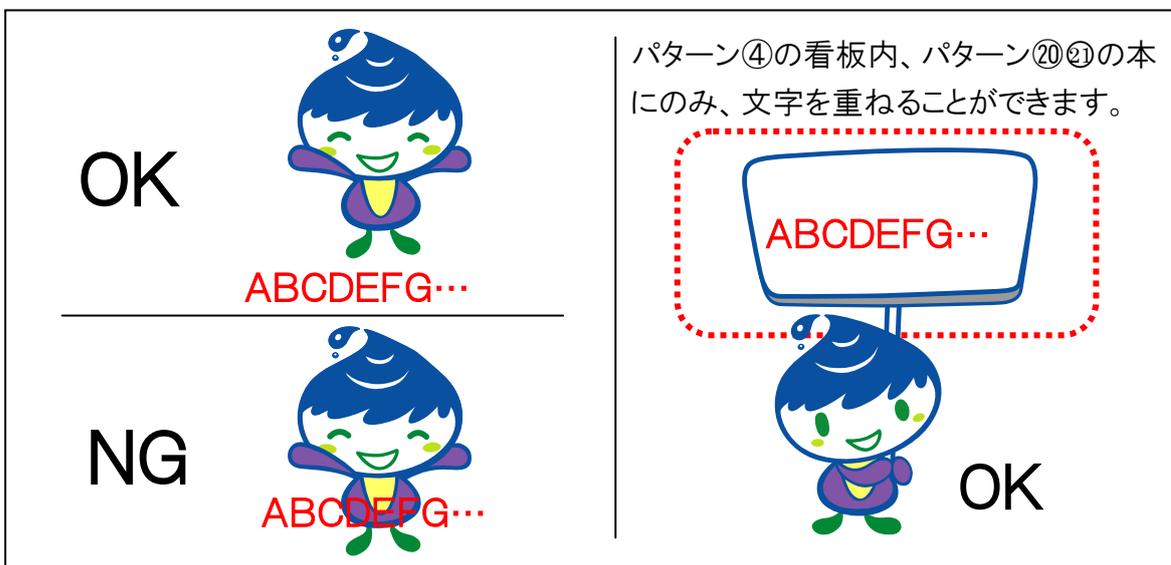
(2) キャプションの表示

原則としていっずんの近くに【泉区マスコットキャラクター いっずん】の表示及び「イラスト等利用承認通知」で示された【利用承認番号】を記載してください。



(3) 文字の重ね表示の禁止

いっずんに文字を重ねないでください。



(4) イラストの一部のみの使用の禁止

他のイラストを重ねる、イラストの一部だけを切り取るなど、いっずんのイラストの一部のみが見える状態での利用を禁止します。

例：服を着せる、帽子をかぶせる、
メガネをかける、顔のみの使用 など



※ただし、加工食品や造形物などでいっずんの全身を表現することが難しい場合など特別に許可を受けた場合を除きます。

(5) 基本イラストパターンのデザイン加工

(6) に規定する「特定商品関連情報」に該当しなければ、以下の通りの基本イラストパターンのデザイン加工が可能です。イラストの利用申請書類と一緒に、デザイン加工案を提出して下さい。利用承認を受けた後でもいつずんのイメージを損ねる様なデザイン加工が認められた場合はいつずんのイラスト利用の中止を求める場合があります。

1) イラストパターン「④案内」の看板の形状・サイズの変更

例：鯉のぼりを持たせる 看板を縦長にする など

2) イラストパターン「⑫勉強」の机の上の物の追加

例：パソコンを置く 文房具を置く など

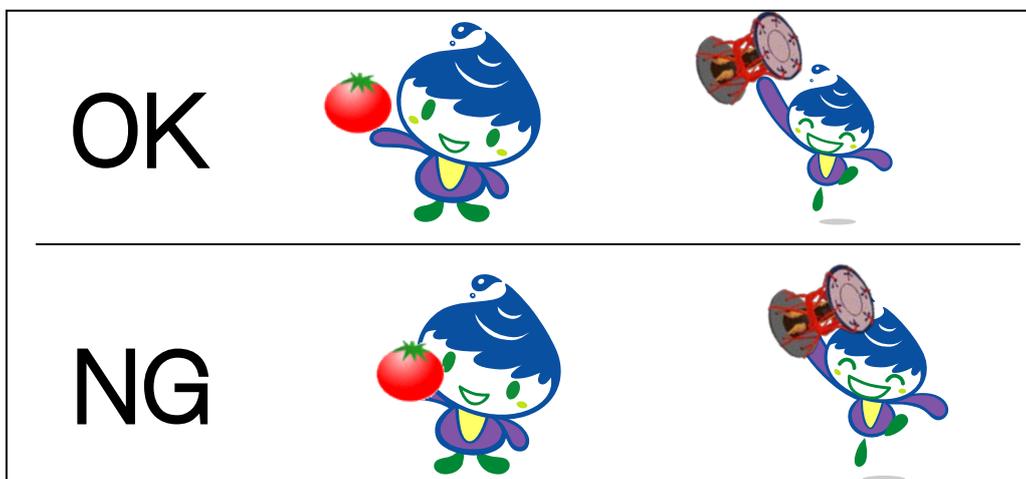
3) イラストパターン「⑳読書」の本の変更

例：持っている本に文字を重ねる、本の種類を変更する など

※いつずんの動きと合致するものであれば、持っているものを変更することも可能です 例：本→携帯電話

4) いつずんのイラストに物を持たせる

いつずんのイラストに物を持たせることは可能です。その場合、いつずんの顔が隠れるなど、(4)のイラストの一部のみの使用の禁止に該当しないように注意して下さい。



(6) 特定の商品/企業/団体の「おすすめ」はできません。

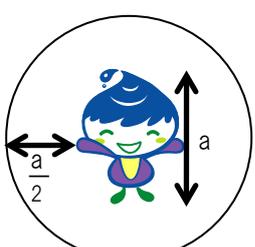
パッケージや広告等で、特定の商品や企業の応援、紹介、説明をすることはできません。「特定商品関連情報」の取扱いに注意してください。

「特定商品関連情報」とは

特定商品関連情報	(備考)
商品名	
商品画像	商品が特定できない一般的なものは可
価格情報/商品情報	
企業名/団体名/企業ロゴ等	

● いっずんのイラストに近い位置には「特定商品関連情報」を配置できません。

禁止エリア



OK →



特定商品関連情報の表示位置と使用するイラストの表示位置は、いっずんの体長の半分の間隔を開けてください。

NG →



- いっずんには特定商品関連情報を持たせることはできません。
(特定の企業・商品などを表さない一般的なものであれば持たせられます。)

OK	
	一般的なもの(特定の企業などのものでないもの)を持たせるのはOK
NG	
	社名、ロゴ等、特定商品関連情報を持たせるのはNG

- いっずんが、特定の商品等を説明・推奨する表現はできません。

例：「この〇〇(特定の商品名)おいしいずん。」

「原料に〇〇社の△△を使用しているずん」など

5 いっずんの造形物等の利用について

イラストそのものを使用していない場合でも、イラスト等利用申請が必要です。

例：いっずんを模した裁縫製品、食品 など

6 いっずん利用商品等の名称について

形、柄、パッケージ等にいっずんが使用されている場合、商品名に「いっずん」の名称をつけることは可能です。ただしいっずんの好みやおすすめを表現するような商品名への利用はできません。

OK	いっずんクッキー いっずんサブレ	いっずんストラップ
NG	いっずんも大好き〇〇クッキー いっずんおすすめチョコレート	



泉区マスコットキャラクターいっずんイラスト等利用ガイドライン

発行／横浜市泉区役所 平成 27 年 11 月 1 日

担当／総務部区政推進課企画調整係

住所／〒245 - 0016 横浜市泉区和泉町 4636 番地 2

電話／045 - 800 - 2331